

最後の住所は、住民票の除票（又は戸籍の附票）により確認して記載する。（最後の本籍の記載は、申出人の任意であるが、住民票の除票等が市区町村において廃棄されている場合は、被相続人の最後の住所の記載に代えて最後の本籍を必ず記載する。）

被相続人 法務太郎 法定相続情報 1 / 2

被相続人の氏名を記載する。

最後の住所

○県市町番地

最後の本籍

○県市町番地

出生 昭和○年○月○日

死亡 平成○年○月○日

（被相続人）

法務太郎

住所 ○県市町番地

出生 昭和○年○月○日

（長男）

法務一郎（申出人）

申出人となる相続人には、「（申出人）」と併記する。

住所 ○県市町番地

出生 昭和○年○月○日

（妻）

法務花子

被代襲者

（昭和 年 月 日死亡）

被代襲者

（昭和 年 月 日死亡）

（2 / 2）へ続く

以下余白

出典：法務省ホームページ